



「U29 割」(若年層向け定期借家)の募集を開始

1 概要

- ・UR都市機構(独立行政法人都市再生機構)は、若年層を支援するため29歳以下の方を対象として、本年9月1日から定期借家契約を活用した商品(商品名:「U29割」(読み方:ゆー にじゅうきゅうわり))の募集を開始します。
- ・これは、契約期間が3年間に限定される定期借家契約で、期間に限定のない普通借家契約と比べて家賃を低く設定する商品です。
- ・また、子育て世帯を応援するために、8月1日から「コソダテUR(子育て割)」(※1)をスタートしており、UR都市機構は子育て世帯と子育て世帯予備軍である若年層を応援します。
- ・UR都市機構は他にも、平成25年から子育て世帯や高齢者世帯がその支援世帯と相互に交流・援助しながら生活できるよう「近居支援制度」(※2)を導入しており、子育て世帯、高齢者世帯等が安心して住み続けられる住まい環境づくりを進め、ミクストコミュニティ形成を推進しています。

※1「コソダテUR(子育て割)」については、(参考1)又は下記URLをご参照ください。

<http://www.ur-net.go.jp/kyuoki/kosodate/>

※2「近居支援制度」については、(参考2)又は下記URLをご参照ください。

<http://www.ur-net.go.jp/kyuoki/kinkyu/>

29歳以下は、家賃がおトク。



お問い合わせは下記へお願いします。

九州支社 住宅経営部 営業推進チーム

(電話) 092-722-1107

九州支社 総務部 総務チーム

(電話) 092-722-1004

2 若年層向け定期借家制度（商品名 「U29割」）について

対象世帯	契約名義人が29歳以下の世帯（学生可）
商品名	「U29割」（読み方：ゆー にじゅうきゅうわり）
募集開始	平成26年9月1日（予定）
住戸数	約45団地110戸（九州支社予定戸数）※平成26年8月27日時点
契約形態	定期借家契約 ※

※ 定期借家契約とは、契約期間があらかじめ定められている契約で、契約期間の満了により、契約が更新されることなく確定的に終了する契約です。そのため、期間の限定がない場合に比べて、家賃が低く設定されます。

借家期間	3年間 （入居開始可能日から起算して3年を経過する日の属する年度の末日まで）
入居要件	次の要件をいずれも満たす方 <ul style="list-style-type: none"> ・ 契約名義人が29歳以下であること（同居者がいる場合、同居可能なのは配偶者（年齢制限なし）若しくは18歳未満の扶養親族のみ） ・ UR賃貸住宅からの住替えをする方ではないこと ・ UR都市機構が定めるUR賃貸住宅の入居資格を満たすこと

● 対象予定団地一覧


福岡市	春日市	北九州市
箱崎三丁目団地	アーバンハイツ春日	志徳団地
四箇田団地	アーベインビオ春日	金田一丁目団地
香椎若葉団地	大野城市	金鶏団地
千早団地	下大利団地	本城西団地
桧原団地	宗像市	小鷺田公園団地
十郎川団地	日の里団地	金田一丁目第二団地
箱崎五丁目団地	日の里一丁目団地	枝光団地
長浜三丁目団地	古賀市	もりつね団地
大橋二丁目団地	花鶴丘団地	サンハイツ枝光
アーバンハイツ荒江		サンハイツ前田
アーベイン室見		沖台二丁目団地
シーサイドももちサウスステージ		到津南団地
アーベイン大濠		黒崎平尾町団地
アーベイン長住三丁目		アーベインルネス片野
アーベインルネス曙		アーベインルネス穴生
アーベインルネス諸岡		アーベインルネス白銀
シーサイドももちセンターステージ		遠賀郡水巻町
アーベインルネス貝塚		梅ノ木団地
アーベイン香椎御幸		下関市
アーベインルネス別府		新下関団地
アーベインヒルズ小笹		

● 福岡市所在団地の家賃例

団地名	（普通借家契約）⇒	U29割	型式（面積）
シーサイドももちサウスステージ（早良区）	（49,500円）	⇒ <u>39,600円</u>	1DK（32.79㎡）
アーベインルネス別府（城南区）	（66,400円）	⇒ <u>53,100円</u>	1LDK（47.39㎡）
アーベイン大濠（中央区）	（93,200円）	⇒ <u>74,500円</u>	2LDK（59.10㎡）

(参考1) 地優賃制度（商品名：コソダテUR（子育て割））について

- 入居要件及び減額要件を満たす子育て世帯に対して、国の支援を受けて家賃負担軽減策を8月1日から実施しています。

対象世帯	<u>子育て世帯</u> 
商品名	コソダテUR（子育て割）
住戸数	20 団地 54 戸（九州支社の対象戸数）※平成 26 年 8 月 1 日時点
契約形態	普通借家
家賃減額	20%減額 （減額上限 25,000 円）
減額期間	最長 6 年（入居開始可能日から最長 6 年）
入居要件	次の要件をいずれも満たす方 ・ 扶養している 18 歳未満の親族と同居すること ・ 世帯所得合計が月 48 万 7 千円以下（4 人家族で年収約 900 万円以下）であること ・ UR 賃貸住宅の入居資格を満たすこと
減額要件	入居要件に加え、次の要件をいずれも満たす方 ・ 同居者に小学校修了前の子どもがいること 又は 18 歳未満の子どもが 3 人以上いること ・ 世帯所得合計が月 21 万 4 千円以下（4 人家族で年収約 530 万円以下）であること
その他	毎年資格審査あり 家賃減額について、国の一部補助あり

● 対象団地一覧

福岡市	大野城市
田島団地	下大利団地
筥松団地	古賀市
香椎若葉団地	花鶴丘団地
桧原団地	北九州市
十郎川団地	志徳団地
アーベインルネス梅光園	金田一丁目団地
アーベインルネス諸岡	金鷄団地
アーベインルネス貝塚	小鷺田公園団地
アーベインルネス別府	枝光団地
春日市	もりつね団地
アーベインバイオ春日	サンハイツ枝光
	黒崎平尾町団地

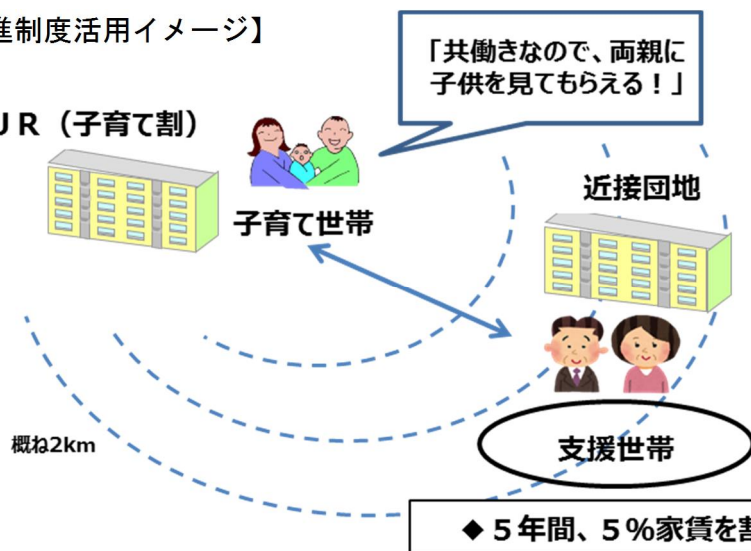
(参考2) 子育て世帯を支援する世帯への近居促進制度の活用

- 例えば、既に「コソダテUR（子育て割）」により子育て世帯が入居している団地又は近接するUR賃貸住宅団地に、ご両親世帯（支援世帯）が新たに入居する場合は、近居支援制度を活用するとご両親世帯（支援世帯）の住宅の家賃が5年間5%割引（※）となります。

※ 定期借家契約、地優賃（高齢者型・子育て型）、特別募集住宅等は対象外です。

【近居促進制度活用イメージ】

コソダテUR（子育て割）



※ 近居支援制度はUR都市機構が定める対象団地に限ります。